前回定例会(平成18年12月6日)以降の行政の動き

平成18年1月10日 原子力安全・保安院 原子力安全地域広報官

1. 実用発電用原子炉に係る平成18年度第2四半期の使用前検査及び燃料体検査の合格並びに定期検査の結果について(12月14日)

原子力安全・保安院(以下「当院」)は、電気事業法の規定に基づき、標記検査の結果 について、以下のように12月14日開催の原子力安全委員会に報告。

実用発電用原子炉の使用前検査については、9プラントあり、そのうち柏崎刈羽原子力発電所では2号機(使用済燃料貯蔵ラック)、4号機(ストレーナー)及び5号機(使用済燃料貯蔵ラック)の3プラントの検査が行われ、それぞれ合格証が交付された。

燃料体検査については、15件あり、そのうち柏崎刈羽原子力発電所は4号機と6号機の取替燃料体の2件について検査が行われ、それぞれ合格証が交付された。

定期検査については、柏崎刈羽原子力発電所3号機を含む9件の定期検査について、検査の結果、異常は認められなかった。

2. 検査の在り方に関する検討会(第21回)の開催について(12月15日)

当院は、前回(第20回:9月7日)の検討会において「原子力発電施設に対する検査制度の改善について」の最終報告を取りまとめた。3つの改善の方向性(①保全プログラムに基づく保安活動に対する検査制度の導入、②安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入及び③根本原因分析のためのガイドラインの整備等)の実現に向けた取り組み状況について、情報共有・意見交換がなされた。

3. 柏崎刈羽原子力発電所に対する保安検査(平成18年度第3四半期)の終了について (12月21日)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」)第37条第5項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所に対する平成18年度第3回保安検査を11月30日から12月20日の期間に、緊急時対応を含む運転管理等の実施状況を重点に、保安規定の遵守状況を検査した。

今回の検査においては、一部改善を要する事項等が確認された。今後は、確認事項を中心に、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所で発電所別報告書案を作成し、本院にて保安検査 実施状況報告書を取りまとめ、原子力安全委員会に報告を行うこととなる。

なお、保安検査の進め方の詳細等については当院HP^並を参照のこと。

注) H P アドレスは、トップーお知らせ・トピックー過去のお知らせ>バックナンバーへ >2005/11/18 実用発電用原子炉保安検査実施要領(内規)の改正について。http://www.me ti.go.jp/interface/nisa/regularly/announce/info.cgi?mode=content&category=1&page=882